

契 約 番 号
第 _____ 号

印
紙

委 託 業 務 請 書

1. 業務名 _____

2. 業務場所 _____

3. 履行期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から

または期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

4. 業務委託料

百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---

うち取引に係る消費税
及び地方消費税額

拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---

5. 契約保証金 免 除

上記業務の委託について、別紙設計書・仕様書及び図面・その他関係書類に基づき、仙台市契約規則に定める条項を遵守し、裏面に記載した事項に同意のうえ、頭書の条件をもって受託いたしますので請書を提出いたします。

なお当方は、消費税に係る（^課免）税業者です。

_____ 年 _____ 月 _____ 日

(発注者) _____ 様

受注者 住所

氏名

印

【契約約款】

（検査）

- 第1条** 受注者は、業務（頭書記載の業務をいう。以下同じ。）を完了したとき又は成果物を完成させたときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。
- 3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を適用する。
- 4 受注者は、第2項（前項において適用する場合を含む。）に定める成果物の検査に合格したときは、直ちに発注者へ引渡しを行わなければならない。

（業務委託料の支払い）

- 第2条** 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（区分払）

- 第3条** 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。
- 2 前2条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

（履行遅滞の場合における損害賠償請求等）

- 第4条** 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内（又は履行期限まで）に業務を完了することができない場合においては、発注者は、これによって生じた損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 2 前項に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率（契約成立の日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。次項において同じ。）の割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第2条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（その他の事項）

- 第5条** この約款に定めのない事項については、契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年3月31日市長決裁）別表第3に規定する業務委託契約書（第5-1-1号様式）に定めるところによる。

